

## 第8 税 制

1. 市税税率の変遷 .....	96
2. 住民税の所得控除等一覧 .....	108
3. 過去5ヵ年における税制改正等による増減収額 .....	121



# 1. 市税税率の変遷

税目		年度		34~35	36	37	38	39
		34~35	36	37	38	39		
市 民 税	個 人	均等割(円)	600	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		所 得 割	$\frac{20}{100}$	同 左	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率	
	法 人	均等割(円)	2,400	同 左	同 左	同 左	同 左	
		法人税割	$\frac{9.7}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	
県民税	均等割(円)	100	同 左	同 左	同 左	同 左		
〔市民税 と併課〕	所 得 割	150万円以下	$\frac{8}{100}$	同 左	150万円以下 $\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
		150万円超			150万円超 $\frac{4}{100}$			
固 定 資 産 税			$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	
都 市 計 画 税			$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	
軽自動車税(円)		○原動機付 自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 1,500 ○二輪小型 自動車 2,500	○原動付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ○二輪の 小型自動車 2,500	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 ○二輪の小型自動車 2,500	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左		
市たばこ消費税			$\frac{11}{100}$	同 左	$\frac{12}{100}$	$\frac{13.4}{100}$	$\frac{15}{100}$	
電 気 ガ ス 税			$\frac{10}{100}$	同 左	$\frac{9}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{7}{100}$	
鉱 産 税			$\frac{1}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	
商品切手発行税			$\frac{3}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	

40	41	42~44
600	同 左	同 左
※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
2,400	同 左	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000
$\frac{10.1}{100}$ <small>S41.4.1前に開始し 6.30前に終了する 事業年度分 <math>\frac{10.4}{100}</math></small>	$\frac{10.7}{100}$	同 左
100	同 左	同 左
150万円以下 $\frac{2}{100}$ 150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左
$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左
$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左
○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左	同 左
$\frac{15}{100}$	同 左	$\frac{18.1}{100}$
$\frac{7}{100}$	同 左	同 左
$\frac{1}{100}$	同 左	同 左
$\frac{3}{100}$	同 左	同 左

# 1. 市税税率の変遷(続)

税目		年度	45	46	47	48	49	50
市	個人	均等割(円)	600	同左	同左	同左	同左	同左
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
民 税	法人	均等割(円)	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000	同左	同左	同左	同左	同左
		法人税割	$\frac{10.7}{100}$	同左	同左	同左	$\frac{13.7}{100}$	同左
県民税		均等割(円)	100	同左	同左	同左	同左	同左
(市民税 と併課)	所得割	150万円以下	$\frac{2}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左
		150万円超	$\frac{4}{100}$					
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左
都市計画税			$\frac{0.2}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同左	同左	同左	同左	同左	同左
市たばこ消費税			$\frac{18.1}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左
電気ガス税			$\frac{7}{100}$	同左	同左	$\frac{6}{100}$	電気税 $\frac{6}{100}$ ガス税 $\left\{ \begin{array}{l} \frac{5}{100} \\ \frac{4}{100} \end{array} \right.$	電気税 $\frac{5}{100}$ ガス税 $\frac{3}{100}$
鉱産税			$\frac{1}{100}$	S46.3.29 削除				
商品切手発行税			$\frac{3}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左
入湯税(円)		(45年度から)	20	40	同左	同左	同左	100
特別土地保有税						保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同左	同左
事業所税								新增設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$

年度 税目		51	52	53	
		個人	均等割(円)	1,700	同 左
市 民 税	個人	所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
		均等割(円)	○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 40,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 20,000 ○資本等の金額1千万円超・ 1億円以下 20,000 ○資本等の金額1千万円以下 7,200	○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 134,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 40,000 ○資本等の金額1千万円超 1億円以下 40,000 ○資本等の金額1千万円以下 8,000	○ 資本等の金額(相互会社は純資産額、以下同じ) 50億円超・従業者100人超 1,000,000 ○ 資本等の金額10億円超50億円以下・従業者 100人超 560,000 ○ { 資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人超 } 134,000 { 資本等の金額10億円超・従業者100人以下 } ○ { 資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人以下 } 40,000 { 資本等の金額1千万円超1億円以下 } ○ 資本等の金額1千万円以下 8,000 (本則 13,000)
	法人税割	$\frac{13.7}{100}$	$\frac{14.5}{100}$ [ 資本等の金額 1千万円以下の法人 $\frac{13.7}{100}$ ]	同 左	
県民税	均等割(円)	300	同 左	同 左	
(市民税 と併課)	所得割	150万円以下 $\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
		150万円超 $\frac{4}{100}$			
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$	同 左	$\frac{0.3}{100}$	
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 50cc以下 650 90cc以下 1,000 90cc超 1,300 ○軽自動車 二 輪 2,000 三 輪 2,600 四輪以上 { 乗 用 { 営業用 5,200 自家用 5,900 } 貨物用 { 営業用 2,900 自家用 3,300 } ○小型特殊自動車 { 農耕作業 1,300 そ の 他 3,900 } ○二輪の小型自動車 3,300	同 左	同 左	
市たばこ消費税		$\frac{18.1}{100}$	同 左	同 左	
電 気 税		$\frac{5}{100}$	同 左	同 左	
ガ ス 税		$\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同 左	同 左	
入 湯 税 ( 円 )		100	150	同 左	
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左	
事 業 所 税	新增設分	5,000円	同 左	同 左	
	資産割	300円			
	従業者割	$\frac{0.25}{100}$			

# 1. 市税税率の変遷(続)

年度		54	55	56~57																																		
税目																																						
市	個人	均等割(円)	1,700	2,000	同左																																	
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																	
民 人	法	均等割(円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>100人超</td> <td>年間 1,000,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>100人以下</td> <td>134,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>100人超</td> <td>560,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>100人以下</td> <td>134,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>100人超</td> <td>134,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>100人以下</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td></td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td></td> <td>当分の間 8,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td></td> <td>(本則 13,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	税率	資本等の金額	100人超	年間 1,000,000	50億円超	100人以下	134,000	資本等の金額	100人超	560,000	50億円以下10億円超	100人以下	134,000	資本等の金額	100人超	134,000	10億円以下1億円超	100人以下	40,000	資本等の金額		40,000	1億円以下1千万円超			資本等の金額		当分の間 8,000	1千万円以下		(本則 13,000)	同左	同左
			資本等の金額	従業者数	税率																																	
	資本等の金額	100人超	年間 1,000,000																																			
50億円超	100人以下	134,000																																				
資本等の金額	100人超	560,000																																				
50億円以下10億円超	100人以下	134,000																																				
資本等の金額	100人超	134,000																																				
10億円以下1億円超	100人以下	40,000																																				
資本等の金額		40,000																																				
1億円以下1千万円超																																						
資本等の金額		当分の間 8,000																																				
1千万円以下		(本則 13,000)																																				
	法人税割	$\frac{14.5}{100}$ [ 資本等の金額 1千万円以下の法人 ] $\frac{13.7}{100}$	同左	$\frac{14.7}{100}$ [ 資本等の金額 1千万円以下の法人 ] $\frac{13.9}{100}$																																		
県民税	均等割(円)	300	500	同左																																		
(市民税 と併課)	所得割	○150万円以下	$\frac{2}{100}$	同左	同左																																	
		○150万円超	$\frac{4}{100}$																																			
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同左	同左																																		
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同左	同左																																		
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 50cc以下 750 90cc以下 1,100 90cc超 1,450 ○軽自動車 二輪 2,000 三輪 2,850 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,200 自家用 6,500 貨物用 { 営業用 2,900 自家用 3,650 ○小型特殊自動車 { 農耕作業 1,450 その他 4,300 ○二輪の小型自動車 3,650	同左	同左																																		
市たばこ消費税		$\frac{18.1}{100}$	同左	同左																																		
電気税		$\frac{5}{100}$	同左	同左																																		
ガス税		$\frac{2}{100}$	同左	同左																																		
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同左	同左																																		
入湯税(円)		150	同左	同左																																		
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同左	同左																																		
事業所税		新增設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	新增設分 6,000円 資産割 500円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同左																																		

58			59			60					
2,000			同 左			2,500					
※別表 標準税率			※別表 標準税率			※別表 標準税率					
資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	従業者数	税 率			
資本等の金額	50人超	年間 1,500,000	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000			
50億円超	50人以下	270,000	50億円超	50人以下	480,000	50億円超	50人以下	480,000			
資本等の金額	50人超	1,000,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	資本等の金額	50人超	2,100,000			
50億円以下10億円超	50人以下	270,000	50億円以下10億円超	50人以下	480,000	50億円以下10億円超	50人以下	480,000			
資本等の金額	50人超	270,000	資本等の金額	50人超	480,000	資本等の金額	50人超	480,000			
10億円以下1億円超	50人以下	100,000	10億円以下1億円超	50人以下	180,000	10億円以下1億円超	50人以下	180,000			
資本等の金額	50人超	100,000	資本等の金額	50人超	180,000	資本等の金額	50人超	180,000			
1億円以下1千万円超	50人以下	80,000	1億円以下1千万円超	50人以下	144,000	1億円以下1千万円超	50人以下	144,000			
資本等の金額	50人超	当分の間 48,000 (本則 80,000)	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)			
1千万円以下	50人以下	当分の間 16,000 (本則 27,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)			
$\frac{14.7}{100}$	〔資本等の金額 1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$ 〕		同 左			同 左					
500			同 左			700					
○150万円以下			同 左			同 左					
$\frac{2}{100}$			同 左			同 左					
○150万円超			同 左			同 左					
$\frac{4}{100}$			同 左			同 左					
$\frac{1.4}{100}$			同 左			同 左					
$\frac{0.3}{100}$			同 左			同 左					
○原動機付自転車			○原動機付自転車			○原動機付自転車					
50cc以下	750		50cc以下	1,000		50cc以下	1,000				
90cc以下	1,100		90cc以下	1,200		90cc以下	1,200				
90cc超	1,450		90cc超	1,600		90cc超	1,600				
						(ただし、60.2.15以降取得のミニカーは2,500)					
○軽自動車			○軽自動車			○軽自動車					
二 輪	2,000		二 輪	2,400		二 輪	2,400				
三 輪	2,850		三 輪	3,100		三 輪	3,100				
四輪以上			四輪以上			四輪以上					
乗 用	営業用	5,200	乗 用	営業用	5,500	乗 用	営業用	5,500			
	自家用	6,500		自家用	7,200		自家用	7,200			
	貨物用	営業用		2,900	貨物用		営業用	3,000	貨物用	営業用	3,000
		自家用		3,650			自家用	4,000		自家用	4,000
○小型特殊自動車			○小型特殊自動車			○小型特殊自動車					
農耕作業	1,450		農耕作業	1,600		農耕作業	1,600				
	その他	4,300		その他	4,700		その他	4,700			
○二輪の小型自動車			○二輪の小型自動車			○二輪の小型自動車					
3,650			4,000			4,000					
$\frac{18.1}{100}$			同 左			従価割 14.3 従量割 千本につき350円					
$\frac{5}{100}$			同 左			同 左					
$\frac{2}{100}$			同 左			同 左					
$\frac{4}{100}$			同 左			同 左					
150			同 左			同 左					
保有分	$\frac{1.4}{100}$	取得分 $\frac{3}{100}$	同 左			同 左					
新增設分	6,000円		同 左			同 左					
資産割	500円		同 左			同 左					
従業者書	$\frac{0.25}{100}$		同 左			同 左					

# 1. 市税税率の変遷(続)

年度		61	62	63				
市 民 税	個人	均等割(円)	2,500	同 左	同 左			
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率			
	法人	均等割(円)	資本等の金額	従業者数	税率	同 左	同 左	
			資本等の金額	50人超	年間			3,600,000
			50億円超	50人以下				480,000
			資本等の金額	50人超				2,100,000
			50億円以下10億円超	50人以下				480,000
			資本等の金額	50人超				480,000
			10億円以下1億円超	50人以下				180,000
			資本等の金額	50人超				180,000
1億円以下1千万円超			50人以下		144,000			
資本等の金額	50人超	当分の間	120,000 (本則 144,000)					
1千万円以下	50人以下	当分の間	40,000 (本則 48,000)					
	法人税割	$\frac{14.7}{100}$ (資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$ )	同 左	同 左				
県民税	均等割(円)	700	同 左	同 左				
	(市民税と併課) 所得割	○150万円以下 $\frac{2}{100}$ ○150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	○130万円以下 $\frac{2}{100}$ ○130万円超 $\frac{3}{100}$ ○300万円超 $\frac{4}{100}$				
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左				
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同 左	同 左				
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 ○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 ○小型特殊自動車 農耕作業 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型自動車 4,000	乗用 { 営業用 5,500 自家用 7,200 貨物用 { 営業用 3,000 自家用 4,000	同 左	同 左			
市たばこ消費税 ※平成元年から市たばこ税		従価割14.3(本年度においては、たばこの小売定価から千本につき1,000円を控除)従量割千本につき640円	従価割14.3(S63.3.31までたばこの小売定価から千本につき1,000円を控除)従量割千本につき350円(S62.3.3までは640円)	同 左				
電気税		$\frac{5}{100}$	同 左	同 左				
ガス税		$\frac{2}{100}$	同 左	同 左				
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同 左	同 左				
入湯税(円)		150	同 左	同 左				
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左				
事業所税		新增設分 6,000円 資産割 600円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同 左	同 左				



元～2	3～4	5	6																																												
同 左	同 左	同 左	同 左																																												
※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																												
同 左	同 左	同 左	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>年間</td> <td>3,600,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td></td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td></td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>50人以下</td> <td></td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td></td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>50人以下</td> <td></td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td></td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td></td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>当分の間</td> <td>120,000 (本則 144,000)</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>当分の間</td> <td>50,000 (本則 60,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	税 率		資本等の金額	50人超	年間	3,600,000	50億円超	50人以下		492,000	資本等の金額	50人超		2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下		492,000	資本等の金額	50人超		480,000	10億円以下1億円超	50人以下		192,000	資本等の金額	50人超		180,000	1億円以下1千万円超	50人以下		156,000	資本等の金額	50人超	当分の間	120,000 (本則 144,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間	50,000 (本則 60,000)
			資本等の金額	従業者数	税 率																																										
			資本等の金額	50人超	年間	3,600,000																																									
			50億円超	50人以下		492,000																																									
			資本等の金額	50人超		2,100,000																																									
			50億円以下10億円超	50人以下		492,000																																									
			資本等の金額	50人超		480,000																																									
			10億円以下1億円超	50人以下		192,000																																									
			資本等の金額	50人超		180,000																																									
			1億円以下1千万円超	50人以下		156,000																																									
資本等の金額	50人超	当分の間	120,000 (本則 144,000)																																												
1千万円以下	50人以下	当分の間	50,000 (本則 60,000)																																												
同 左	同 左	同 左	同 左																																												
同 左	同 左	同 左	同 左																																												
○500万円以下 $\frac{2}{100}$ ○500万円超 $\frac{4}{100}$	○550万円以下 $\frac{2}{100}$ ○550万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左																																												
同 左	同 左	同 左	同 左																																												
同 左	同 左	同 左	同 左																																												
同 左	同 左	同 左	同 左																																												
同 左	同 左	同 左	同 左																																												
市 た ば こ 税	紙巻たばこ 1,000本につき1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	同 左	同 左																																												
同 左	同 左																																														
同 左	同 左	同 左	同 左																																												
同 左	同 左	同 左	同 左																																												
同 左	同 左	同 左	同 左																																												

# 1. 市税税率の変遷(続)

年度		7	8	9~10	11~14																																		
市	個人	均等割(円)	2,500	3,000	同左	同左																																	
	個人	所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																	
市民税	法人	均等割(円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>年間 3,600,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	税率	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)	同左	同左	同左
		資本等の金額	従業者数	税率																																			
資本等の金額	50人超	年間 3,600,000																																					
50億円超	50人以下	492,000																																					
資本等の金額	50人超	2,100,000																																					
50億円以下10億円超	50人以下	492,000																																					
資本等の金額	50人超	480,000																																					
10億円以下1億円超	50人以下	192,000																																					
資本等の金額	50人超	180,000																																					
1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																																					
資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																					
1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																					
法人税割	$\frac{14.7}{100}$ (資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$ )	同左	同左	同左																																			
市民税	均等割(円)	700	1,000	同左	同左																																		
(市民税と併課)	所得割	○700万円以下 $\frac{2}{100}$ ○700万円超 $\frac{4}{100}$	同左	○700万円以下 $\frac{2}{100}$ ○700万円超 $\frac{3}{100}$	同左																																		
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同左	同左	同左																																		
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同左	同左	同左																																		
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 乗用 { 営業用 5,500 自家用 7,200 貨物用 { 営業用 3,000 自家用 4,000 ○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 ○小型特殊自動車 { 農耕作業 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型自動車 4,000	同左	同左	同左																																		
市たばこ税		紙巻たばこ 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	同左	" 2,434円 " 1,155円 ※平成9年4月1日以後の売渡し分から適用	" 2,668円 " 1,266円 ※平成11年5月1日以後の売渡し分から適用																																		
入湯税(円)		150	同左	同左	同左																																		
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同左	同左	同左																																		
事業所税		新增設分 6,000円 資産割 600円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同左	同左	同左																																		



(別表)

### 市民税(個人)所得割の税率の変遷

区分 年度	市民税所得割・県民税所得割															
	課税所得階級	万円	15	40	70	100	150	250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000~	
昭和37年~ 昭和47年度	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和48年~ 昭和54年度	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和55年~ 昭和59年度	計	%	4	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
昭和60年~ 昭和62年度	計	%	4.5	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2.5	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
昭和63年度	計	%		5	7	10	12	14	15	16						
	市	%		3	5	7	8	10	11	12						
	県	%		2	2	3	4	4	4	4						
平成元年~ 平成2年度	計	%		5	10	15										
	市	%		3	8	11										
	県	%		2	2	4										
平成3年~ 平成6年度	計	%		5	10	15										
	市	%		3	8	11										
	県	%		2	2	4										
平成7年~ 平成8年度	計	%		5	10	15										
	市	%		3	8	11										
	県	%		2	2	4										
平成9年~ 平成10年度	計	%		5	10	15										
	市	%		3	8	12										
	県	%		2	2	3										
平成11年~ 平成18年度	計	%		5	10	13										
	市	%		3	8	10										
	県	%		2	2	3										

区分 年度	市民税所得割・県民税所得割		
	課税所得階級	万円	一律
平成19年度～	計	%	10
	市	%	6
	県	%	4

## 2. 住民税の所得控除等一覧

項目	平成6年度	平成7年度								
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,650,000円以下 収入金額×40% (3) 1,650,000円超 3,300,000円以下 収入金額×30%+165,000円 (4) 3,300,000円超 6,000,000円以下 収入金額×20%+495,000円 (5) 6,000,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,095,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,595,000円	同左								
雑損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左								
医療費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左								
社会保険料	支払った金額	同左								
所 生命保険料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払金額が15,000円以下の場合</th> <th>その金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払金額が15,000円以下の場合	その金額	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円	同左
支払金額が15,000円以下の場合	その金額									
支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円									
支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円									
支払金額が70,000円を超える場合	35,000円									
得 損害保険料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同左								
寄附金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	同左								
控 障害者	26万円(特別障害者 28万円)	同左								
老年者	48万円	同左								
寡婦(寡夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同左								
勤労学生	26万円	同左								
除 配偶者	31万円 (老人 36万円) (同居特別障害者 52万円)	33万円 (老人 38万円) (同居特別障害者 54万円)								
扶養	31万円(特定扶養 39万円) (老人 36万円) (同居老親等 43万円) (同居特別障害者 52万円)	33万円(特定扶養 41万円) (老人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 54万円)								
配偶者控除	最高 31万円	最高 33万円								
基礎	31万円	33万円								

(注) 平成元年度から、老人配偶者控除又は老人扶養控除と障害者控除との重複適用ができる。

平成 8~10 年度	平成 11 年度	平成 12~16 年度
(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,700,000円		
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	26万円(特別障害者 30万円)	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	33万円 (老人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左
同 左	33万円(特定扶養 43万円) (老人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	33万円(特定扶養 45万円) (老人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

## 2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度								
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,700,000円	同 左	同 左								
年金所得控除	・65歳以上の者 (1) 260万円以下 1,400,000円 (2) 260万円超 460万円以下 収入金額×25%+75万円 (3) 460万円超 820万円以下 収入金額×15%+121万円 (4) 820万円超 収入金額×5%+203万円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	・65歳以上の者 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	同 左								
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左	同 左								
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)	同 左	同 左								
社 会 保 険 料	支払った金額	同 左	同 左								
所 生 命 保 険 料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計(限度額7万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>支払金額が15,000円以下の場合</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円	同 左	同 左
支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額										
支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円										
支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円										
支払金額が70,000円を超える場合	35,000円										
得 損 害 保 険 料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額の全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同 左	同 左								
寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	同 左	同 左								
障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)	同 左	同 左								
老 年 者	48万円	廃 止	同 左								
寡 婦(寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左	同 左								
勤 労 学 生	26万円	同 左	同 左								
配 偶 者	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左	同 左								
扶 養	33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左	同 左								
配 偶 者 特 別 控 除	最高 33万円 (※)	同 左	同 左								
基 礎	33万円	同 左	同 左								

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円以上76万円未満の者



平成20年度	平成21年度	平成22～23年度
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
<p>平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組</p> <p>①地震保険料の場合  支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2  支払金額が50,000円超 25,000円(限度額)</p> <p>②長期損害保険の場合  支払金額が5,000円以下 支払金額の全額  5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円  15,000円超 10,000円(限度額)</p> <p>①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)</p>	同 左	同 左
同 左	平成20年度の税制改正により、 所得控除から税額控除に変更	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

## 2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項目	平成24年度	
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円	
	(2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40%	
	(3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円	
	(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円	
	(5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円	
	(6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,700,000円	
年金所得控除	・65歳以上の者	
	(1) 330万円以下 1,200,000円	
	(2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円	
	(3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円	
	(4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	
	・65歳未満の者	
	(1) 130万円以下 700,000円	
	(2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円	
(3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円		
(4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円		
雑損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%)	
	②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	
	医療費 (医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額) (限度額200万円)	
社会保険料	支払った金額	
所 生 命 保 険 料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計(限度額7万円)	
	支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額
	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円
	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円
支払金額が70,000円を超える場合	35,000円	
得 損 害 保 険 料	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに契約した 長期損害保険料は、地震保険料控除に改組	
	①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額)	
	②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額)	
	①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)	
寄附金	平成20年度の税制改正により、所得控除から税額控除に変更	
障害者	26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)	
老年者	廃止	
寡婦(寡夫)	26万円(母子家庭 30万円)	
勤労学生	26万円	
除 配 偶 者	33万円 (老人 38万円)	
	33万円 (16歳未満の者を除く) (特定扶養 45万円)(19歳以上23歳未満の者) (老人 38万円)(70歳以上の者) (同居老親等 45万円) ( " )	
	配偶者 最高 33万円 (※)	
特別控除	33万円	
基礎	33万円	

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円以上76万円未満の者

平成25年度

(1) 1,625,000円以下	650,000円
(2) 1,625,000円超	1,800,000円以下 収入金額×40%
(3) 1,800,000円超	3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円
(4) 3,600,000円超	6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円
(5) 6,600,000円超	10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円
(6) 10,000,000円超	収入金額×5%+1,700,000円

・65歳以上の者

(1) 330万円以下	1,200,000円
(2) 330万円超 410万円以下	収入金額×25%+37万5千円
(3) 410万円超 770万円以下	収入金額×15%+78万5千円
(4) 770万円超	収入金額×5%+155万5千円

・65歳未満の者

(1) 130万円以下	700,000円
(2) 130万円超 410万円以下	収入金額×25%+37万5千円
(3) 410万円超 770万円以下	収入金額×15%+78万5千円
(4) 770万円超	収入金額×5%+155万5千円

①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%)

②災害関連支出額－5万円

①、②いずれか多い額

(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額}

(限度額200万円)

支払った金額

①旧契約に基づく保険料の支払金額が		②新契約に基づく保険料の支払金額が	
15,000円以下の場合	支払金額全額	12,000円以下の場合	支払金額全額
15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円
40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4+14,000円
70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円
(一般・個人年金それぞれに適用)		(一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)	
①②共にある場合		上記の合計額(限度額7万円)	

平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組

①地震保険料の場合

支払金額が50,000円以下	支払金額×1/2
支払金額が50,000円超	25,000円(限度額)

②長期損害保険の場合

支払金額が5,000円以下	支払金額の全額
5,000円超 15,000円以下	支払金額×1/2+2,500円
15,000円超	10,000円(限度額)

①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)

平成20年度の税制改正により、所得控除から税額控除に変更

26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)

廃止

26万円(母子家庭 30万円)

26万円

33万円

(老人 38万円)

33万円(16歳未満の者を除く)

(特定扶養 45万円)(19歳以上23歳未満の者)

(老人 38万円)(70歳以上の者)

(同居老親等 45万円)( " )

最高 33万円

(※)

33万円

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項目	平成26年度																
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 15,000,000円以下 収入金額×5%+1,700,000円 (7) 15,000,000円超 2,450,000円																
年金所得控除	・65歳以上の者 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円																
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額																
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)																
社会保険料	支払った金額																
所 生 命 保 険 料	<table border="0"> <tr> <td>①旧契約に基づく保険料の支払金額が 15,000円以下の場合</td> <td>支払金額全額</td> <td>②新契約に基づく保険料の支払金額が 12,000円以下の場合</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払金額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </table> (一般・個人年金それぞれに適用) (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額(限度額7万円)	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 15,000円以下の場合	支払金額全額	②新契約に基づく保険料の支払金額が 12,000円以下の場合	支払金額全額	15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円	40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4+14,000円	70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円
①旧契約に基づく保険料の支払金額が 15,000円以下の場合	支払金額全額	②新契約に基づく保険料の支払金額が 12,000円以下の場合	支払金額全額														
15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円														
40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4+14,000円														
70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円														
得 損 害 保 険 料	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)																
寄 附 金	平成20年度の税制改正により、所得控除から税額控除に変更																
障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)																
老 年 者	廃止																
寡 婦 ( 寡 夫 )	26万円(母子家庭 30万円)																
勤 労 学 生	26万円																
配 偶 者	33万円 (老 人 38万円)																
扶 養	33万円 (16歳未満の者を除く) (特定扶養 45万円) (19歳以上23歳未満の者) (老 人 38万円) (70歳以上の者) (同居老親等 45万円) ( // )																
配 偶 者 特 別 控 除	最高 33万円 (※)																
基 礎	33万円																

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円以上76万円未満の者



(参考)所得税の所得控除一覧

項目	平成5年分	平成6年分	平成7～9年分
雑損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同左	同左
医療費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左	同左
社会保険料	支払った金額	同左	同左
生命保険料	支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同左	同左
損害保険料	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同左	同左
寄付金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の25%) とのいずれか少ないほうの金額}－1万円	同左	同左
障害者	27万円(特別障害者 35万円)	同左	同左
老年者	50万円	同左	同左
寡婦(寡夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同左	同左
勤労学生	27万円	同左	同左
配偶者	35万円 (老人 45万円) (同居特別障害者 65万円)	同左	38万円 (老人 48万円) (同居特別障害者 68万円)
扶養	35万円(特定扶養 45万円) (老人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	35万円(特定扶養 50万円) (老人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	38万円(特定扶養 53万円) (老人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 68万円)
配偶者控除	最高 35万円	同左	最高 38万円
基礎	35万円	同左	38万円

平成 10 年 分	平成 11 年 分	平成 12~15 年 分	平成 16 年 分
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
27万円(特別障害者40万円)	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左	同 左	同 左
38万円(特定扶養 58万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	38万円(16歳未満 48万円) (特 定 扶 養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	38万円(特定扶養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
同 左	同 左	同 左	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が76万円未満の者)
同 左	同 左	同 左	同 左

(参考) 所得税の所得控除一覧(続)

項目	平成 17 年 分	平成 18 年 分
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同 左
社 会 保 険 料	支払った金額	同 左
生 命 保 険 料	支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同 左
損 害 保 険 料 (地震保険料)	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同 左
寄 付 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}-1万円	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}-5,000円
障 害 者	27万円(特別障害者 40万円)	同 左
寡 婦 (寡 夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同 左
勤 労 学 生	27万円	同 左
配 偶 者	38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
扶 養	38万円(特定扶養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
配 偶 者 特 別 控 除	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象 配偶者に該当しない方で合計所得金額が76万円未満の者)	同 左
基 礎	38万円	同 左



平成 19～22 年 分	平成 23 年 分
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額全額 支払金額が50,000円超 5万円 ②長期損害保険料の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 ①、②共にある場合 上記の合計額 (限度額 50,000円)	同 左
{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)とのいずれか少ないほうの金額}-5,000円	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)とのいずれか少ないほうの金額}-2,000円
同 左	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	38万円 (老 人 48万円)
同 左	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)( " )
同 左	同 左
同 左	同 左

(参考) 所得税の所得控除一覧(続)

項目	平成 24 年 分	平成 25~26 年 分	
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左	
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同 左	
社 会 保 険 料	支払った金額	同 左	
生 命 保 険 料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額 (限度額12万円)	②新契約に基づく保険料の支払金額が 20,000円以下の場合 支払金額全額 20,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+10,000円 40,000円超 80,000円以下 支払金額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)	同 左
損 害 保 険 料 (地震保険料)	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに 契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額全額 支払金額が50,000円超 5万円 ②長期損害保険料の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 ①、②共にある場合 上記の合計額 (限度額 50,000円)	同 左	
寄 付 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%) とのいずれか少ないほうの金額}-2,000円	同 左	
障 害 者	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)	同 左	
寡 婦 (寡 夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同 左	
勤 労 学 生	27万円	同 左	
配 偶 者	38万円 (老 人 48万円)	同 左	
扶 養	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)( " )	同 左	
配 偶 者 特 別 控 除	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が76万円未満の者)	同 左	
基 礎	38万円	同 左	

### 3. 過去5か年における税制改正等による増減収額

(単位:百万円)

年度 税目等	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
個人市民税	○寄付金税制の 拡充 △ 15	○住宅借入金等 特別税額控除 の創設 △ 272		○年少扶養控除 の廃止 3,447 ○特定扶養控除 の見直し 336 ○退職所得10% 税額控除の廃止 12 ○退職所得課税 の見直し 2	○生命保険料控除 の改組 △ 20 ○退職所得10% 税額控除の廃止 117 ○退職所得課税 の見直し 27
法人市民税	○中小企業に対す る軽減税率の時 限的引下げ等 △ 92	○中小企業等基 盤強化税制の 拡充等 △ 2		○社会・地域貢献 準備金の廃止 4	○法人税の実効税 率の引下げ等 △ 2,721
固定資産税	○省エネ改修住宅 に係る減額措置 の創設 0			○住宅用地の措置 特例の見直し等 160	
軽自動車税					
市たばこ税		○税率の引上げ 912			○県たばこ税から の税源移譲 1,479
事業所税					
都市計画税				○住宅用地の措置 特例の見直し等 23	
その他の市税					
市税合計	△ 107	637	-	3,985	△ 1,118
地方揮発油 譲与税					
自動車重量 譲与税	○エコカー減税 △ 181			○エコカー減税の 拡充 △ 167	
航空機燃料 譲与税					
利子割 交付金					
配当割 交付金					
株式等譲渡 所得割交付金					
地方消費税 交付金					
自動車取得 税交付金	○エコカー減税 △ 640		○エコカー減税 △ 1	○エコカー減税の 見直し 315	
軽油引取 税交付金					
その他の 譲与税・交付金					
税外収入 合計	△ 821	-	△ 1	148	-

(注) 端数の関係で、総数と内訳の合計とは一致しない場合がある。

